

京丹後都市計画について住民意見を聴取 ～京都府都市計画公聴会を9月25日に開催～

■京都府では、府北部非線引き都市計画区域^{※1}における都市計画^{※2}の変更案について、住民からの公述申出を受け付けたところ、京丹後都市計画について申出があったため、9月25日に公聴会を開催して意見を伺いますので、当日の取材をお願いします。

※1 市街化区域・市街化調整区域に分けられていない都市計画区域

※2 綾部、宮津、大江及び京丹後都市計画区域の「整備、開発及び保全の方針（いわゆる「都市計画区域マスタープラン」）」で都市計画の基本的な方針を定めたもの

1 日時・場所

- (1) 日時 令和8年9月25日（金）14：30～16：30
- (2) 場所 京丹後市役所峰山庁舎2号館 共同会議室
（京丹後市峰山町杉谷889番地）

2 傍聴について

- ・事前申込不要で傍聴可能ですが、会場の収容人員（15名程度）を超えた場合は入場制限を行うことがあります。
- ・意見を述べることができるのは事前に公述申出をされた方のみです。

<参考：都市計画公聴会の概要>

・公聴会の趣旨

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案作成のため、広く住民の意見を求めるもの。

（都市計画の定期見直しについて）

京都府ホームページ「都市計画とまちづくり」

<https://www.pref.kyoto.jp/toshi/index.html>

・公聴会開催までの経過

令和8年9月1日～9月15日 公聴会案閲覧・公述申出期間

※綾部、宮津及び大江都市計画区域については、期限までに公述申出がなかったため公聴会は開催しません。

<参考：都市計画の変更に関する流れ>

原案作成→住民意見反映（公聴会）→案の作成・公告→都市計画審議会で審議
→決定告示

【本報道発表に関するお問合せ】

建設交通部都市計画課	課長 坂本	TEL 075-414-5325
	主幹兼係長 足立	TEL 075-414-5328

